

環境 だより



可燃ごみの出し方

- ▽可燃ごみ袋は、なるべく交差点を避け、収集経路の進行方向にご近所まで固めて出すようにしてください。（交通量の多い交差点は、収集車が他の車両の通行の妨げをしてしまうため）
- ▽現在1世帯で可燃ごみを出されている場合、収集時間の効率化のため、ご近所まで固めて出すようご協力をお願いします。
- ▽ごみ袋は、必ず大口町指定のごみ袋を使用してください。また、空き缶やビン、金属類、乾電池などの危険物は、絶対に入れないでください。これらが含まれている可燃ごみ袋は、収集できません。収集できない可燃ごみ袋は、ご近所の迷惑になりますので、絶対に分別をして出していただく。

可燃ごみの減量

- ▽容器包装プラスチック、缶、ビン、ペットボトルや新聞、雑誌、ざつがみなどは資源ごみとして決められた種類ごとに分別をすれば再利用をすることが可能になり、可燃ごみの減量にも繋がります。
- ▽シャンプーや洗剤などは、詰め替え商品を利用し、無駄な容器を減らしましょう。
- ▽料理は、食べ残しが出ないようにしましょう。台所から出る生ごみは水分を多く含むため、夏場は悪臭の発生原因になります。しっかりと水を切ってから捨ててください。
- ▽買い物に出かけるときは、マイバックを持ち、レジ袋はもらわないようにしましょう。

可燃ごみボックス

無償貸出し

- ▽可燃ごみボックスを設置することにより、可燃ごみの散乱を防ぎ、環境衛生の保全や、可燃ごみ置場の集約など、回収効率を上げることが目的として、可燃ごみボックスの無償貸出しをおこなっています。
- ▽対象者は、可燃ごみボックス設置基準を守り、維持管理することができ利用者とします。

利用世帯数 可燃ごみボックス1台で、7世帯以上の利用があること
設置場所等

- ▽可燃ごみ収集経路であること（経路を変更することにより集約できる場合は、この限りではない）。
- ▽公道に面し、歩行者等の通行の妨げにならない場所であること。
- ▽交差点、交差点の隅切り、横断歩道、消火栓または消防用防火水槽マンホール上でないこと。
- ▽道路交通法に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業をおこなうことができる場所であること。

▽設置場所に隣接または相対する民家等がある場合は、当該民家等の住民または、管理者の了承を得た場所であること。

▽設置場所が個人所有の土地である場合は、所有者の了承を得た場所であること。

▽設置場所前に側溝がある場合は、側溝蓋等を設置すること。

▽可燃ごみボックスとごみ収集車の停車位置の間に収集作業の障害となる物がなくこと。

▽設置場所が共同住宅
およびアパート、コーポ等の専用ごみ置き場でないこと。



防犯対策 設置した可燃ごみボックス

スは安易に持ち運びができないよう対策を施すこと。
その他 その他特別な場合に必要となる基準に適合すること。

スタンプカード制度終了

この制度は、資源の有効利用と可燃ごみ減量意識の高揚、資源リサイクルセンターの利用促進を図るため導入し、これまで実施してまいりました。

資源リサイクルセンターの利用者は、平成19年4月当時は602人でしたが、平成31年4月時点では、8131人になり、開始当初の利用者から13倍以上に増加しました。

結果として、家庭系可燃ごみの減少にもつながり、皆様のご理解とご協力のもと、導入当初の目的は一定の成果を遂げることができました。そこで、3月31日をもってスタンプカード制度を廃止し、4月以降のスタンプ（シール）の付与とスタンプカードの新たな発行はおこないませんのでご案内いたします。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願います。

※景品の交換は令和3年3月31日まで継続します。

問合せ先

環境経済課 95-1613